

(仮訳)

2020 年 11 月 16 日

**金融安定理事会による
「CCP の破綻処理財源及び株式の取扱いに関するガイダンス」 および追加作業
の実施にかかる公表について**

金融安定理事会 (FSB) は、本日、清算機関 (CCP) の破綻処理財源及び株式の取扱いに関する最終ガイダンスを公表した。本ガイダンスは、破綻処理当局及び危機管理グループによる清算機関の破綻処理財源の十分性評価を支援し、破綻時における清算機関の株式の取扱いに対するアプローチについて指針を提供するものである。

最近見られた市場の動揺は、清算集中が世界の金融安定にもたらす便益を示す機会となった。2008 年の金融危機後に G20 で合意された規制改革の実施の進展により、清算機関の利用が促進されるとともに、清算機関の強靱性、再建及び破綻処理可能性は向上した。しかし、清算集中の進展により、清算機関のシステム的な重要性も一段と高まっている。

清算機関に関する国際的な政策枠組みは、金融安定に対するリスクに効果的に対処するために、清算集中の役割の変化を反映する必要がある。このため、FSB、CPMI、IOSCO 及び FSB ReSG (破綻処理運営グループ) の議長は、それぞれの会議体を通じて、清算機関の財務資源に関する作業において協調するとともに、さらなる作業を実施することを提案する。そうした作業は、破綻損失シナリオ及び非破綻損失シナリオにおける清算機関の強靱性及び破綻処理可能性をさらに強化するため、2021 年以内に、再建処理及び破綻処理における財務資源の利用、構成及び規模に関する国際的な政策の必要性を検討し、適切な場合にはこれを発展させることを検討することになる。これには、清算機関の破綻処理可能性を高めるため、新たな事前拠出型の財源が必要であるかどうかの評価が含まれることになるだろう。

(以上)